SmokeFreeColorado
Good health is good business

コロラド州屋内空気清浄条例 2006

施行日: 2006 年 7 月1日

本条例は、喫煙を制限することによって、コロラド州民の健康、快適な生活と環境の保持及び改善を目的として実施される。

屋内指定禁煙区域

ただし、下記区域に限定されるものではない:

- 公共の場所（ エレベーター, トイレ, 劇場、博物館、図書館、学校、教育機関、引退施設、介護施設等）
- ロビー、受付、廊下、及びその他共用場所
- すべての就労地域
- 食堂、酒場、特定のゲーム施設、玉突き場、ボーリング場、食料品店、食品サービス施設
- 屋内スポーツ場、体育館、講堂
- 健康管理施設、病院、医療クリニック、診療所、保育施設
- ホテル及びモーテルの全客室 の７５％以上
- 陪審員控え室、法廷、公聴会
- すべての公共交通機関

入り口

- 条例が適応される施設の入り口は禁煙とする。
- “入り口”は、建物に通じる正面玄関の外側区域とし、建物の外側一定半径距離内は公・私有地に係わらず“入り口”規定が適応される。距離については、管轄の行政当局によって指定されるか、行政指導がない場合は、半径１５フィート以内とする。
- 行政指導によっては、入り口の基準が半径 １５フィート以内以下に指定される場合もある。

例外

- 保育使用目的以外の個人住居及び自動車
- 個人使用のリムジンバス
- ホテル及びモーテルの全客室の２５％以下
- タバコ小売業
- ２００５年１２月３１日時点で、“葉巻・タバコ酒場”の規定を満たす場所
- 事業体の屋外で、上記の“入り口”規定に当たらない区域
- ギャンブル場内の小売店舗
- デンヴァー国際空港内の換気機能付指定喫煙所
- 従業員数３人以下 で、第三者の出入りのない事業体の雇用主
- 年間総収入５０万ドル以下の農場・牧場内の私有非住居建物

罰則

条例違反は第二級軽犯罪となる。

- 条例の適応を受ける区域を所有、或いは管理、経営、運営に当たっているものが、条例違反を行うことは不法行為と見なされる。
- 条例によって指定された禁煙区域での喫煙は不法行為と見なされる。
- 同一暦年内の初回の違反－罰金 ２００ドル
- 同一暦年内の２回目の違反―罰金３００ドル
- 同一暦年内の３回目の違反―罰金５００ドル

違反が連日に渡った場合は、各日を個別のケースと見なす。

条例の執行

- 条例は管轄の地方行政によって執行される。

条例のコピーは左記ウエブサイト参照: *www.SmokeFreeColorado.org*